

## 広報みやしろ「町民の方からの持ち込み記事」の掲載基準

### 1 趣旨

この基準は、町民が実施する事業内容等を広報みやしろの「フォレストみやしろ」欄に掲載する基準を明確にすることにより、広報の公平性を確保することを目的として定めるものです。

### 2 「フォレストみやしろ」の役割

町民の情報交流を図り、町民活動の活性化を支援するため「フォレストみやしろ」を設けています。

### 3 掲載要件

「フォレストみやしろ」に掲載できる「町民の方からの持ち込み記事」は、次のア～エのすべてに該当する場合とします。ただし、その内容に公共性及び公益性があり、町長が特に必要と認めたものは掲載するものとします。

ア. 宮代町に在住・在学・在勤の者1人以上で構成する団体

宮代町に在住・在学・在勤の者1人以上で構成する団体とします。また、政治的、宗教的、営利的な依頼は受け付けません。

イ. 活動拠点が町内にある団体

活動拠点が町内にある団体とします。活動拠点が町外にある団体は掲載しません。

ウ. 会場が町内にある公共施設であること

会場が町内にある公共施設とします。ただし、自然観察やボーイスカウトなど、活動内容やその目的を、町の公共施設では達成できない場合には、本項は適用しません。

エ. 活動内容が、広く町民が参加できる健全な活動であること

### 4 掲載不可要件

次のア～シのいずれかに該当する場合は、掲載できません。

ア. 宗教的、政治的、又は選挙活動となるもの

イ. 営利を目的とするもの

(1)主催者が講師を務め、会費の中から講師謝金を受け取っている教室・体験講座など

(2)費用の合計が、会場借り上げ費・講師謝金・材料費・資料代などの必要経費よりも高額になるもの

ウ. 公益を害する恐れのあるもの

エ. 「広報みやしろ 掲載依頼書」を使用せずに掲載依頼のあったもの

オ. 同一内容で、前月号に掲載したもの

カ. 対象が極端に制限されるもの（同窓会や会員限定の催し等）

- キ. 会場が個人宅のもの
- ク. 掲載意図及び内容が不明確なもの
- ケ. 代表者又は責任者が不明確なもの
- コ. 問い合わせ先が町内の者でないもの
- サ. 編集時に掲載することが不相当と判断されたもの

## 5 注意事項

- ア. 広報紙の紙面が限られているため、掲載できる情報は必要最小限とします。
- イ. 掲載希望が多い場合には、参加費・会費などが無料であるものを優先します。
- ウ. 掲載依頼が多数で紙面に入りきらない場合は、秘書・広報担当で抽選して掲載記事の決定をします。
- エ. 掲載不可となった場合には、掲載依頼書記載の「連絡先」あてに連絡します。
- オ. 掲載記事の内容については、町は責任を負いません。
- カ. 掲載記事については、町ホームページにも公開されます。

## 6 申込方法

### (1)掲載の申込み

- ア. 所定の掲載依頼書を総務課広報担当に直接・郵送・FAX 又は E メールで提出してください。費用が 1 回 1,000 円以上のものに関しては、「事業計画書」を併せて提出してください。
- イ. 提出締切は、ホームページ又は広報担当までご確認ください。※掲載希望月の前々月の 25 日（25 日が土日祝の場合は前にずれます）